

公 告

警察用船舶「みやこ」上架保全整備（清潔ドック）に関する契約を一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 12 日

本部警察署長 上運天 清

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：警察用船舶「みやこ」上架保全整備（清潔ドック）
- (2) 業務概要：入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間：入札説明書による。

2 入札参加資格

- (1) 沖縄県競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 暴力団排除に関する誓約書事項に誓約した者
- (3) 役員名簿及び現在事項全部証明書を提出した者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当するもの及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が、3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

5 入札説明書等の交付場所

- (1) 入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先
〒905-0212 沖縄県国頭郡本部町字大浜850番地1
沖縄県本部警察署会計課 電話 0980-47-4110
- (2) 入札説明書等の交付期間
公告の日から令和8年9月11日（金）まで（土日、祝日を除く、08:30～17:00）

6 入札書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限
令和8年9月11日（金）、（土日、祝日を除く、08:30～17:00）

(2) 提出場所

〒905-0212 沖縄県国頭郡本部町字大浜850番地 1 沖縄県本部警察署会計課

7 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月15日（火）午後1時

(2) 場所

〒905-0212 沖縄県国頭郡本部町字大浜850番地 1 沖縄県本部警察署訓授室

8 入札保証金

「入札保証金に関する説明書」のとおり

9 入札の無効 次の入札は、無効とする

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

11 最低制限価格

設定しない

12 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) その他の詳細については、入札説明書による。